

修繕費用の負担区分

12. 退去時の原状回復について

(1) 入居歴3年以上の入居者については、全ての畳の表替えをすること。また、畳の損傷について、入居者に責任がある場合、入居歴に関係なく畳の表替えを行うこと。

(2) 入居後に住宅の模様替え等で設置した設備を撤去し、当初の状態に復旧すること。

※手すり、シャワー付ガス風呂釜、エアコン設置のためのコンセント、トイレのウォシュレット等。

(3) 最低限度の部屋の掃除を行い、残置物がないようにすること。

(4) 入居者の故意・過失、その他通常の使用方法を超えるような使用による破損・損耗部分がある場合、当該部分を修繕すること。

※壁の穴、落書き、煙草のヤニによる汚れ、結露や水漏れを放置したことによるカビ・シミ・腐食等。